

ISC13.030.50

Z70

GB

# 中華人民共和國國家標準

GB16487.13—2005

---

## 輸入廢棄物原料環境保護規制標準 — 自動車プレス部品

**Environmental protection control standard  
for imported solid wastes as raw materials  
— Compressed piece of scrap automobile**

2005—12—14 公布

2006—02—01 實施

國家環境保護總局  
國家質量監督檢驗檢疫總局

## 前書き

「中国人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」を貫徹し、海外から再利用不可能な固体廃棄物が輸入されることを防止し、固体廃棄物原料輸入審査許可制度を規範化し、さらに自動車プレス部品の輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。廃棄物原料目録における自動車プレス部品の輸入管理に適用する。

本基準は輸入自動車プレス部品の規制要求の規定を定めたもので、主に放射性の規制要求、混入物の規制要求、また分解やプレスの程度への規制要求が含まれる。

関連法律に従って、本基準は強制実行の法的効力を持つ。

本基準は国家環境保護総局科技標準局が提案する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は**2005年11月9日**国家環境保護総局に承認された。

本基準は**2006年2月1日**から実施する。

本基準は国家環境保護総局がその解釈権を持つ。

# 輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－自動車プレス部品

## 1 範囲

本基準は輸入自動車プレス部品の環境保護規制要求及びプレス前の廃車解体とプレスレベルへの規制要求を定める。

本基準は税番 **7204.4900.10** の自動車プレス部品輸入の管理に適用する。

## 2 規範引用文献

以下の文書の条項は本基準への引用を通して、本基準の条項となる。期日の注釈のあるすべての引用文書においては、その後の内容訂正（文字の訂正等は含まない）や改訂版は、この基準の適用外とする。しかし、本基準に従って協議がなされた各方面の研究に関してはこれらの文書の最新版を使用することを奨励する。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

**GB5085** 危険廃棄物鑑別基準

**GB13015** PCB 廃棄物汚染規制基準

**SN0570** 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

国家危険廃棄物リスト

## 3 定義

本基準は以下の定義を採用する

### 3.1

自動車プレス部品 **Compressed Piece of scrap automobile**  
使用機能を失い、プレス処理などを施した原型への回復が不可能な自動車製品

### 3.2

混入物 **Carried-Waste**

収集、梱包及び運送の過程で輸入自動車プレス部品内に混入したその他の物質（運転手や乗車者が車内に放置した生活用品を含む。輸入自動車プレス部品くずの梱包物及び輸送過程で使用が必要なその他の物質は含まない。）

## 4 規制基準と要求

**4.1** 自動車プレス部品は、廃車本体の以下の物を分解、或いは除去し、これらの総重量は、廃車総重量の **0.01%** を超えてはならない。

- (1) エアバッグ
- (2) バッテリー
- (3) 消火器、密閉圧力容器

- (4) 機械油、ギヤオイル、制動液、冷却オイル
- (5) 制冷剂、触媒
- (6) タイヤ

4.2 自動車プレス部品内への以下の混入物の混入を禁止する（4.5 条に含まれる廃棄物を除く）

- (1) 放射性廃物
- (2) 廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬
- (3) PCB 含有廃物
- (4) GB5085 で危険廃物と鑑別された物質
- (5) 『国家危険廃棄物リスト』内のその他の廃物

4.3 自動車プレス部品の表面  $\alpha$ 、 $\beta$  放射性汚染レベルが表面の  $300 \text{ cm}^2$ での最大レベルの平均値が  $\alpha$  は  $0.04 \text{ Bq/cm}^2$ を、 $\beta$  は  $0.4 \text{ Bq/cm}^2$ を超えないこと。

4.4 自動車プレス部品中の放射性ヌクレイン活発度が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性ヌクレイン活発度制限値

ヌクレイン	活発度 (Bq/g)
$^{59}\text{Ni}$	$3 \times 10^3$
$^{63}\text{Ni}$	$3 \times 10^3$
$^{54}\text{Mn}$	0.3
$^{60}\text{Co}$	0.3
$^{65}\text{Zn}$	0.3
$^{55}\text{Fe}$	300
$^{90}\text{Sr}$ ,	3
$^{134}\text{Cs}$	0.3
$^{137}\text{Cs}$	0.3
$^{235}\text{U}$	0.3
$^{238}\text{U}$	0.3
$^{239}\text{Pu}$	0.1
$^{241}\text{Am}$	0.3
$^{152}\text{Eu}$	0.3
$^{154}\text{Eu}$	0.3
$^{94}\text{Nb}$	0.3
成分不明の $\beta$ - $\gamma$ 混合物	0.3
成分不明の $\alpha$ 混合物	0.1

**4.5** 自動車プレス部品への以下の混入物の混入は厳格に制限し、総重量は輸入自動車プレス部品重量の**0.01%**を超えてはならない。

- (1) アスベストまたはアスベスト含有廃物
- (2) 廃棄感光材料
- (3) 密閉容器
- (4) 自動車プレス部品の生成、収集、梱包、輸送の過程でその混入が免れないことを十分に説明できるその他の危険廃物

**4.6** 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、自動車プレス部品ではその他の混入物（廃木片、古紙、廃ゴム、熱硬化性プラスチック、車内に残された生活廃棄物等）の混入を制限し、その総重量は輸入自動車プレス部品重量の**1%**を越えないこと。

## **5 検査**

- 5.1** 本基準**4.2 (3)** 条の検査は**GB13015** の規定に従って行う。
- 5.2** 本基準**4.1 (4)** 条、**4.1 (5)** 条は**GB5085** に規定された方法で検査を行う。
- 5.3** 本基準**4.2 (1)** 条、**4.3** 条、**4.4** 条の検査は**SN0570** の規定を参照して行う。
- 5.4** 本基準におけるその他の条項の検査は質量監督検査関連検査規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準（**GB16487-13.2005**）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）